



平健保運収第4号

令和4年7月27日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市国民健康保険運営協議会
会長 宮 寺 賢



答 申 書

令和4年7月13日付け平健保発第117号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

小平市国民健康保険条例の一部改正に係る諮問事項については、いずれも原案を
適当と認める。

なお、改正の時期についても、原案を妥当と認める。

2 答申の経緯

今般本協議会に諮問された小平市国民健康保険条例の一部改正の内容は次の2つの
項目から成っている。1つ目は出産育児一時金の支給額を小平市独自で42万円から
46万円に増額することについてであり、2つ目は小平市国保財政健全化計画に基づ
く令和5年度からの税率改定についてである。これら2項目について答申に至る経緯
を以下に示す。

(1) 出産育児一時金の増額については、政府が、経済的な負担を軽減して、安心して
妊娠、出産できる環境づくりを進めるとして、令和5年度からの大幅な増額を表明
したが、妊婦へのアンケート調査などで出産費用の実態を分析し、その結果を踏ま
えて厚生労働省の審議会で具体的な上げ幅を議論することとなっており、開始日
についても定まっていない。小平市の出産育児一時金の増額については、子育て世
代の負担の軽減の観点から、国に先行して令和5年1月1日以後の出産から4万円を
増額する条例改正を行うとの内容である。財源については、令和3年度の繰越金を
活用すること、国の対応が決まった場合における市の対応等の説明があり、審議の
のち採決を行い、原案を適当と認めることに決したものである。

なお、審議の中では、出産にかかる費用や26市の状況、財源や、市民への周知、
市議会での意見などについて多様な意見が述べられた。



(2) 国民健康保険の制度改革により、都道府県は区市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

小平市国民健康保険税の税率改定については、国から計画的な法定外繰入金の削減が求められていることに加え、東京都においても都内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、区市町村と一体的に財政運営を行っている。また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う医療費の増加、医療制度改革による財政基盤の安定化が求められていることを背景として、小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）への対応及び医療給付費の増加に伴う事業費納付金の増加への対応として行うものであり、医療分・後期分・介護分を合わせ5.4%の改定を行うことを予定している旨の説明がされ、審議ののち採決を行い、原案を適当と認めることに決したものである。

本諮問の背景には、令和3年8月26日付の令和4年度税率改定の諮問について、本協議会としては原案を適当と認める旨答申したが、市議会では賛同を得られず、令和4年度の税率改定は見送られたことがある。しかしながら、今般の諮問に際し、当局側からは、① 令和4年度予算では、東京都から示された事業費納付金が前年度比でおよそ3億7千万円増加し、税収で賄えない分を一般会計からの繰入金とともに、国民健康保険事業運営基金から2億9千万円を投入しての編成となった。このため、小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）に基づき、17年間で計画的に活用することとしていた基金が枯渇し、国民健康保険財政の運営及び今後の財政健全化に大きく影響することになったこと。② 医療の高度化や加入者の高齢化に伴い医療費の増加が今後も予測され、これとともに事業費納付金も増加していくものと考えていることや、国・東京都からは標準保険料率からのかい離を減らすため、計画的な法定外繰入金の削減が求められていること。③ 出産育児一時金の増額には、給付に必要な財政負担が伴うこと。以上3点の諮問事由に関する説明があり、財政基盤を確かなものとし、安定した国民健康保険事業を運営していくためには、令和5年度からの税率改定が必須である旨の説明を受け、審議を進めたものである。

なお、審議の中では、全国の多くの自治体では一般会計からの法定外繰り入れを行っておらず、国民健康保険事業の中で完結しており、一般会計から繰り入れるということは、常に借金をしながら運営をするという財政状況になるので、将来的に国民健康保険の運営を安定させるためにも、法定外繰入金の解消に向けて取り組みを進めるべきであるとの意見、令和4年度に税率改定ができなかったことから、今回の税率の上昇は仕方がないことで、計画的に税率を上げていかなければ国民健康保険は破綻してしまうという意見、市民の多くが加入する被用者保険の方は保険料のほかに市税を納めているが、それが国民健康保険に使われていては二重の負担であるとの意見、

一般会計の財源は国民健康保険に繰り出さなければ他のことに使えるものなので、国民健康保険は加入者の保険税で賄い、健全な財政運営を行うべきという意見、令和4年度に予定された税率改定に市議会の承認が得られず、令和5年度からの税率改定を実施しなければさらに一般会計からの繰入金が増えてしまうことを考えれば、税の負担公平性の観点から税率の改定には賛成せざるを得ないとの意見、年金生活者の中には物価高騰の影響を大きく受け、4月から年金額が減少した中、保険税の値上げには承諾できないので、無駄な経費を削減し、もっと医療保険制度に国費を投入すべき、といった多様な意見が述べられた。